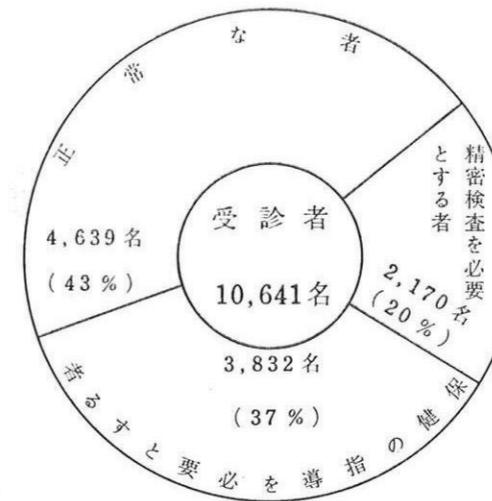




テレビのある部屋で和やかなひととき…
養護老人ホームは想像以上に清潔で明るい。

活に大変不便を感じていらっしゃる方々には家事や介護のサービスを実施するため「老人庭奉仕員」を派遣することになったことです。いま、本県には、八代市に五人、水俣市に三人、本渡市に二人、あわせて十人の方々が身体の不自由なご老人から大変感謝されながら活躍しています。

なごやかな環境で



ちに利用されているようです。
老人福祉に関する施設の種類には、このほか「軽費老人ホーム」や「有料老人ホーム」などがあります。が、やがて本県にも、このような施設が造られることも、そんなに遠いことではないようです。

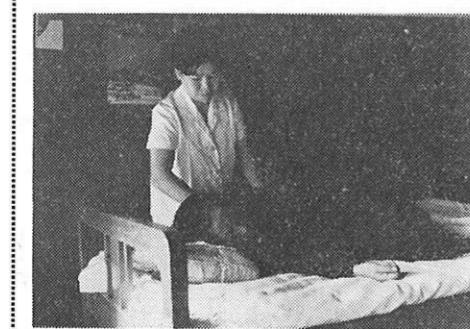
老人家庭を見まもる日

(老人家庭奉仕員の日誌から)

さて、皆さんのが住んでおられる市町村の区域には「民生委員」という仕事をもつた方が必ずいらっしゃるのをご存知でしょうか。もしもあなたが事業に失敗して頼るあてもなく途方にくれ、さっそく明日の生活にも困る…といった場合にまつ先に力になつていただけるのが、その民生委員の方々です。民生委員はそのような方々のよい相談相手となつて生活の保護やその指導をしてくださるのです。民生委員の仕事は、「生活保護法」、「民生委員法」によつて、はつきりと示されているのですが、民生委員は生活保護をうけたいと希望する方々の相談相手となるだけなく、更生施設や、老人ホームや、身体障害者の施設などをはじめ社会福祉事業の多くの施設とよく連絡をとりながら、県下の各福祉事務所の仕事を協力することになつてゐています。

また民生委員は「児童委員」という仕事も兼ねていますから、青少年の不良化を防止したり、児童の福祉に關係した仕事もあわせて行なうことになつています。

このように、民生委員が県下の福祉行政に果す役割は地道ながら甚だ大きいわけで、だいたい三年ごとに各市町村から民生委員として推せんされ、これが県で審査し選ばれたのち、はじめて人生大臣から委嘱された立派な方々ばかりです。恵まれない方々のご相談にいつでも応じられるよう現在、約二千百人の民生委員が皆さんの市町村におられるのです。



阿蘇郡西原村の河上テイ子さんは

昭和十七年、熊本市で働いていたうち、網膜色素変性症に侵され、失明した。

最初、熊本市福祉事務所、あとで阿蘇福祉事務所へ入所し、二年間のアンマ技能修得の後、現在、熊本市で自立營業を始めている。

河上さんの場合のように、生活保護、技能修得扶助、生業扶助と、福祉制度による保護が、フルにしかも短い期間に効果的に生かされたのは、福祉関係者の努力と、周囲の温かい心と、見事に実を結んだものとい

立ち上る人々のささえ

河上テイ子さん（阿蘇郡西原村）

えるだろう。

記録を練つてみると、光明寮と阿蘇福祉事務所との間を、あるいは休暇帰省旅費について、あるいは技能修得費についてと、心のこもつた文書が何回も往復している。

また、生業扶助を得てのアンマ技能に当つては、以前の雇い主の温かい援助があった。河上さんは「私と同

じような境遇の方たちは自分に合った仕事を身につけて一日も早く将来に希望を見つけて下さい。障害者の悩みは障害者だけが知っています。絶望感から救われるには、結局自分の考え方一つではないかと思います。」



さて、皆さんのが住んでおられる市町村の区域には「民生委員」という仕事をもつた方が必ずいらっしゃるのをご存知でしょうか。もしもあなたが事業に失敗して頼るあてもなく途方にくれ、さっそく明日の生活にも困る…といった場合にまつ先に力になつていただけるのが、その民生委員の方々です。民生委員はそのような方々のよい相談相手となつて生活の保護やその指導をしてくださるのです。民生委員の仕事は、「生活保護法」、「民生委員法」によつて、はつきりと示されているのですが、民生委員は生活保護をうけたいと希望する方々の相談相手となるだけなく、更生施設や、老人ホームや、身体障害者の施設などをはじめ社会福祉事業の多くの施設とよく連絡をとりながら、県下の各福祉事務所の仕事を協力することになつてゐています。

また民生委員は「児童委員」という仕事も兼ねていますから、青少年の不良化を防止したり、児童の福祉に關係した仕事もあわせて行なうことになつています。

このように、民生委員が県下の福祉行政に果す役割は地道ながら甚だ大きいわけで、だいたい三年ごとに各市町村から民生委員として推せんされ、これが県で審査し選ばれたのち、はじめて人生大臣から委嘱された立派な方々ばかりです。恵まれない方々のご相談にいつでも応じられるよう現在、約二千百人の民生委員が皆さんの市町村におられるのです。

厚生資金

さて、以上のように福祉の問題をとくに制度的な観点からいろいろと見てきましたが、次に主として低所得者に対する援護というかたちで、いくつかの施策をご説明しましよう。

まず、防貧対策といいますか、低所得者を生活の困窮から救いあげ立派に経済的な自立ができるような県では昭和三十年から「世帯更生資金」を貸し出しています。この資金には、更生資金（生業や就職のための支度費など）、身体障害者

更生資金、生活資金（更生資金をうけているあいだ、さしつめ必要な最少限度の生活費など）、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金の七種類に大別されます。これらの資金の中には、特に最高二十万円までお貸しできる更生資金並びに身体障害者更生資金の生業費などがありますが、県ではこれらのために、貸付制度が始まつてから今日まで四千六百二十三世帯、金額にして二億三千一百九十三万一千円の資金が県の公社福祉協議会（現在熊本市手取本町の福祉社会館内）を通じて低所得者の方々のために貸出されて

立ち上る人々のささえ

さて、以上のように福祉の問題をとくに制度的な観点からいろいろと見てきましたが、次に主として低所得者に対する援護というかたちで、いくつかの施策をご説明しましよう。

まず、防貧対策といいますか、低所得者を生活の困窮から救いあげ立派に経済的な自立ができるような県では昭和三十年から「世帯更生資金」を貸し出しています。この資金には、更生資金（生業や就職のための支度費など）、身体障害者

更生資金、生活資金（更生資金をうけているあいだ、さしつめ必要な最少限度の生活費など）、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金の七種類に大別されます。これらの資金の中には、特に最高二十万円までお貸しできる更生資金並びに身体障害者更生資金の生業費などがありますが、県ではこれらのために、貸付制度が始まつてから今日まで四千六百二十三世帯、金額にして二億三千一百九十三万一千円の資金が県の公社福祉協議会（現在熊本市手取本町の福祉社会館内）を通じて低所得者の方々のために貸出されて